- **公の施設とは**

「公の施設」とは、地方自治法第 244 条第 1 項において、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義されており、おおむね、次の要件を満たすものとされています。

1. 施設を設置した普通地方公共団体の住民の利用に供するための施設であること
2. 住民の福祉を増進する目的をもって、普通地方公共団体により設置された物的施設であること
3. 法律又は条例の規定により設置されているものであること

市の施設の具体例としては、以下のような施設が挙げられます。

- コミュニティ施設…地域交流センターなど
- 教育、文化施設…生涯学習センター、環境科学館、文化センター、市民会館など
- 体育施設…総合体育館、高砂テニスコートなど
- 福祉施設…障害者福祉総合センターなど
- その他…公園、市営住宅など